

事務連絡  
令和7年3月25日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 高齢者施設等整備担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

## 令和7年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」 における一次協議の実施について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、下記のとおり標記交付金に係る一次協議を実施いたしますので、都道府県におかれましては、管内の市区町村分（指定都市、中核市を除く）の協議について、取りまとめの上、提出いただきますよう、よろしくご願ひいたします。

なお、本協議については、令和7年度予算案の成立が前提となりますこと申し添えます。

記

### 1. 補助対象事業及び補助協議単価等

参考1-1から参考1-4を確認すること

### 2. 提出資料及び提出方法・部数

(1) 以下について、電子媒体を提出すること

- ① 別添1「チェックリスト」
- ② 別添3「整備計画一覧表」

※ 該当する事業分のみ。都道府県においては、管内市区町村分（指定都市、中核市を除く）を同一シートにまとめた上で提出すること。

- ③ 別添2「防災・減災等事業整備計画書」
- ④ 別添2に関係する以下の資料（事業主体ごと）

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※ 原則、公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

ウ. 別添 4 「補助対象面積確認シート」(必要に応じて)

### 3. 提出先

管轄の地方厚生(支)局 健康福祉課

### 4. 地方厚生(支)局への提出期限

令和7年4月30日(水)

### 5. 採択方針

予算の範囲内で交付するものとし、以下の方針より採択を行う予定

#### 【加速化対策分・通常整備分 共通】

(1) 令和6年4月1日より義務化された業務継続計画(BCP)及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については原則補助対象外。

(2) 実施主体(自治体)の事業ごとの優先順位

優先順位については、事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、都道府県、指定都市、中核市ごとに付番すること。(都道府県は管内市区町村の実施事業の優先順位を付番。同率順位を付番した場合は、上段記載の事業を優先順位が高い事業とみなします。)

(3) 国土強靱化の推進のため、国土強靱化地域計画の策定がない自治体は原則補助対象外。(同計画に明記された事業は、優先的に採択予定)

(4) 福祉避難所の指定・協定の状況

#### 【加速化対策分】

耐震化改修、非常用自家発電整備、水害対策強化事業、ブロック塀改修

(1) 令和3年度から令和7年度までの5年間については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)に基づく整備(以下、「加速化対策分」という)の実施を推進するため、令和6年度補正予算により確保している。本協議においては、加速化対策分のうち、特に進捗が遅れている耐震化設備整備、水害対策強化事業を優先的に採択予定。

## 6. 留意事項

- (1) 採択方針に影響が生じるため、実施主体（自治体）においては優先順位の付番や福祉避難所の指定状況等、別添3の各項目を正確に記載すること。（必要に応じて挙証資料の確認等を行うこと。）
  
- (2) 協議書類一式（特に要綱や参考1-4「補助対象整理票」）を精読の上、別添1「チェックリスト」を活用すること等により、適切に内容の確認を行うこと。その際、参考1-4「補助対象整理表」記載の留意事項を事業主体にも周知するとともに、事業主体における事業実施の検討に要する時間が十分確保されるよう配慮すること。
  
- (3) 本交付金を活用して高齢者施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）については、地震による停電時等に有効に機能するために、地震時に転倒することなどが無いよう耐震性を確保する必要があるため、十分留意されたい。  
また、実施主体（自治体）は事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性を確保する必要があることや、耐震性が確保されていることが分かる資料を整備しておくことを周知徹底すること。
  
- (4) 従前より、重点支援地方交付金について、介護施設等の整備において建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援に活用できる旨、周知を行っており、実施主体（自治体）は、事業主体より相談があった場合は、当該交付金の活用について積極的にご検討いただきたい。
  
- (5) 令和5年度二次協議より、「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業」を新設し、「参考2 防災改修等支援事業の取扱い」に基づき、整備できることとしている。  
なお、対象は令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4年4月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。  
当該メニューの活用についても、積極的にご検討いただきたい。
  
- (6) 協議の結果、内示を受けたにも関わらず、資金繰りがつかなくなった等の経営上の理由により取り下げを行った場合については、次回以降の協議において採択を行わないなど、原則として優先度を下げるものとする。
  
- (7) 実施主体（自治体）におかれては、「別添1 事前チェックリスト」の各項目に留

意するとともに、「事前チェックリスト No.15」のとおり、補助財産に対して既に抵当権設定がなされていないかを十分に確認のうえ、本事務連絡別添の協議書類一式を提出すること。

原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、都道府県・市町村が適当と認める場合はこの限りではない。なお、都道府県・市町村が適当と認める場合については、次の①～③を参考とすること。

- ①既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること
- ②既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
- ③申請法人が抵当権設定者であること

## 7. 送付資料（提出資料様式及び参考資料）

（提出資料様式）

- ・別添 1 事前チェックリスト
- ・別添 2 防災・減災等事業整備計画書
- ・別添 3 整備計画一覧表
- ・別添 4 補助対象面積確認シート

（参考資料）

- ・参考 1 - 1 交付要綱
- ・参考 1 - 2 実施要綱
- ・参考 1 - 3 概要資料
- ・参考 1 - 4 補助対象整理表
- ・参考 2 防災改修等支援事業の取扱いについて
- ・参考 3 高齢者施設等の水害対策強化事業
- ・参考 4 高齢者福祉施設等のブロック塀の安全点検について
- ・参考 5 避難確保計画について